

総基料第252号
平成13年7月23日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長
鍋 倉 真

情報通信審議会第二次答申における措置事項について
(平成7年2月23日郵電業第165号、同年6月30日郵電業第48号関連、
平成12年9月19日郵電業第3074号関連)

標記について、「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問に対する第二次答申「IT時代の接続ルールの在り方について」が平成13年7月19日に情報通信審議会から総務省に対してあり、別添のとおりの提言がなされたところである。

これに関して、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を報告されたい。

記

1 RT設置施設等へのコロケーションに関する実態調査

配線区間における細分化（アンバンドル）の実現のためには、遠隔収容装置（RT）設置施設及び電柱に接続事業者設備の設置（コロケーション）を行うことが確保されることが有用と考えられるところ、その現実的可能性の検討に資する為、その配置や空き状況等について早急に実態を調査し、これを公表すること

2 FTTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化

貴社において新たなFTTH(Fiber to the Home)サービスを提供する際に用いられる光ファイバ網について、接続事業者の設備との円滑な接続に資するためにこれを細分化して接続条件を設定するとともに、例えばシェアドアクセス方式によるものについてはOLTにおけるOSIごと、光スプリッタごとに、メディアコンバータ方式によるものについては回線ごとに、本格サービスの提供が開始される時期よりも早期、又はほぼ同時期に接続料（いわゆる網使用料）を設定すること

3 電力設備に関する負担額の算定方法

指定電気通信設備をアンバンドルして行う接続に際して、電力設備に関する接続事業者の負担額につき、その算定方法が不分明であり、額自体も高額であるとの指摘がなされていることに配意し、負担額の算定方法と電力設備の稼動との関係等を含め、その算定の詳細について早急に報告すること

4 接続用ソフトウェアの開発期間の短縮化

接続用ソフトウェアの開発期間の短縮化は、接続が円滑に行われ、新しいサービスが実現される上で喫緊の課題であり、開発着手後18箇月以内という期間が久しく維持されていることを改め、ソフトウェアの規模等にも考慮してその短縮を行うこと

別添

(答申(抜粋))

第V章 機能の更なる細分化(アンバンドル)

(略)

3 考え方

(1) 伝送路設備の更なる細分化

① 配線区間における細分化

それに関連して、どのような形で現実にR T設置施設等へのコロケーションが可能かについては、R T設置施設等の実態(配置や空き状況等)が十分に分かっていないことから、N T T東日本・西日本においてその実態を把握するため調査を行うことが望まれる。

② (略)

(2) F T T Hサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化

これに関して、N T T東日本・西日本の光・I P通信網サービス(仮称)及びこれを本格的なサービスとしたBフレッツサービスで用いられる、収容局以下加入者回線までの設備について、細分化を求める意見が出されている。これについては、アンバンドルの需要も顕在化してきていることから、N T T東日本・西日本において設備構成が確定した後、本格サービスの提供が開始される時期よりも早期、又はほぼ同時期に接続料の設定が行われる必要がある。

(略)

第VI章 その他の事項

(略)

4 接続用ソフトウェア開発期間の短縮

(略)

接続が円滑に行われ、新しいサービスが実現される上で、この接続用ソフトウェア開発期間の短縮化は喫緊の課題であり、N T T 東日本・西日本において、ソフトウェアの規模等にも考慮して期間短縮の措置を探ることが求められる。

5 電力設備に関する負担額の算定方法

指定電気通信設備との接続に際して、接続事業者の費用負担において、電力設備に関する負担額につき、その算定方法が不明確であり、額自体も高額であるとの指摘がなされてきている。負担額の算定方法と電力設備の稼動との関係等明らかでない点も多く、総務省において指定電気通信設備設置事業者に算定の詳細について報告を求めることが要望される。

(略)